

シリーズ／ 取調べ「可視化」の「現在」

面接の技法について3

子どもの権利委員会 委員 岩佐 嘉彦

1 さて、初回接見のため、警察署を訪れた野比留弁護士(架空の人物)は、逮捕中の依頼人から、事実関係を確認しようとして…

「私の手元の勾留状のコピーには、今年の3月5日午後5時ころ、北区西天満で、被害者を殴り、全治1週間の傷害を負わせたとありますが、これは事実ですか」

と聞き始めた。しかし、この聞き方はまずいと第1回の原稿(本誌2014年7月号45頁)で指摘した。では、どういった聞き取り方法が望ましいのだろうか。

(1) 自由報告

ア) 自由報告とは?

既に紹介した司法面接の技法では、「自由報告」が聞き取りの中核であるとしている。まずは自由報告といわれる手法で聞き取りを行い、かつ、できるだけこの手法で必要な情報を得るのが望ましい。

自由報告とは、極端に言えば、**質問をせずに依頼人に話をしてもらうということだ**(禅問答みたいになってきた)。こちらが、依頼人に話をしてもらう「きっかけ」を与え、あとは依頼人に自由に話をしてもらうのだ。

例えば、

「今、警察に捕まってしまっていますが、何があったのが最初から最後まで話をしてくれますか」

「あなたが疑われていることについて、本当のことを全部話してくれますか」

といった具合に、事実関係について依頼人に自由に話をしてもらうきっかけを与える。

この方法は、依頼人の回答に自由度が高いため、こちらの誘導や示唆を受けにくく、依頼人の記憶に従って、依頼人が話をすべきだと思う内容を話してもらい

やすくなる(話の内容が汚染されない)。また、こちらが得ることができる情報量が多くなる。そして、この自由報告こそが、聞き取りの中核になる。

例えば「あなたがけがをさせたのは事実ですか」(クローズド質問・誘導質問)と質問してしまうと、けがをさせたか否かという情報しかはまらない。しかも、けがをさせたというかどうか微妙な事案(例えば依頼人が大声で文句をいったら相手がびっくりして、転倒してけがをしたとか)だと、「はい」と答えてもらっても、「いいえ」と答えてもらっても、正確な情報を得たとは言えない。依頼人も、この質問ではとまどいを感じるかもしれない。

依頼人が「私がけがをさせたわけではありません」と答えたものだから、それを前提にいろいろな話を聞いていったが、面接の最後の方になって、実は、腹立ちまぎれに腕を振り回していたら、腕がぶつかったもので、けがをさせたとも言えそうな状況だったということがわかり、そこまで聞いた話が台無しになるといったことが起こるかもしれない。

さらに、こういう聞き方をすると「けがをさせてますよね」「けがなんてさせてませんよね」といった聞き手の側の仮説を依頼人に押し付けてしまうことにもなりかねない。

まずは依頼人の選択に任せ、依頼人の言葉(ニュアンス)で、依頼人の記憶の内容をそのまま話してもらうことが重要^{*1, *2}なのだ。

読者の中には、「それなら知っているぞ。5W1Hを使うんでしょ」、「WHで始まる質問は、回答者が自由に話ができるから、いいんじゃないか」と思う人がいるかもしれない。

「3月5日の夕方、何が(WHAT)があったんですか?」

と聞けばいいではないかと。

いいえ。WH 質問は、話し手に自由度を与えている質問（開かれた質問）とは言い難い。「3月5日の夕方に何があったのか」との質問は、3月5日の夕方に質問の対象が限定されてしまっている。本当は、依頼人は相手と、以前、トラブルがあり、3月5日に偶然出会って口論になったのかもしれない、依頼人は3月5日以前のことが事件の核心だと言いたいかもしれない。ひょっとしたら依頼人は相手に以前からおどされていて、それが引き金になっているかもしれない。いきなり質問の対象を限定してしまうと、そういう大切な部分が抜けてしまう可能性もある。依頼人から見た事件像をうまくとらえきれなくなってしまうおそれもある。

WH 質問に移るのは、自由報告が終わって、次の段階だ（ただ、例えば、初回接見の時間を例えば2時間とるとした場合、弁護人としての選任手続の問題や当面すぐに対応しなければならないことの相談、取調べの際の留意点の共有等やらなければならない用事が多い。事実関係の確認に使える時間が、場合によっては30分とかもっと短くなるかもしれない。こちらの持ち時間との関係では、自由報告をしっかりとってWH 質問に移行して聴き取るだけの余裕がなく、後に説明する自由報告をベースにWH 質問を織り交ぜて質問する形にならざるを得ない事も多い^{※3}と思う。自由報告だけでどこまで展開するのは、諸事情をふまえて対応するしかない。ただ、自由報告の重要性を理解し、とりわけ依頼人が未成年者であるとか、知的に遅れがあるとか、話し言葉での説明が苦手そうとか、事実関係に争いがありそうであるなどといった場合には、自由報告の活用を重視すべきだ）。

(イ) 自由報告をうまく進めるために

「なるほど。こんなことくらいなら、すぐできるぞ、私も明日からやってみよう！」と思われるかもしれない。ぜひ、今日からでも試してほしいところだが、話し手に自由報告をうまくしてもらおうというのは、やってみると、意外と難しい（こちら^{※4}も練習が必要だ）。

【困る場面 1】

「どうぞ！」と自由報告を促したが、「3月5日、知り合いとけんかになって殴っちゃったんです」と話をしたまま、依頼人の話が途切れる。

もっと、いろいろ報告してほしいけれど、話が続かない。「知り合いって誰ですか。どんな風に殴ったん

ですか」と、WH 質問、クローズド質問に移らないと、話が前に進まないように思える。

でも、自由報告の大切さを考えると、ここは頑張りどころだ。

「それから何がありましたか?」「それで?」「なぐっちゃったんですか?」などと**相づち・あいの手を入れて、さらに自由報告を促すことに挑戦してほしい**。うまく続かないようだと、「どうぞ、遠慮せずに、あったことを最初から最後まで全部話をしてくださいね」などと、再度正面から自由報告を促す手もある。

実際に面接技法の研修などで聞かれる側になってみるとわかるが、**自由報告をする側は、しゃべっていて不安になる**。どンドン話をしているわけだが、弁護士さん（聞き手）はこんな話を聞きたいのだろうか。こんなに自由に話をしているいいのか。的外れにならないかと。

聞き手の相づちは、「その報告の仕方でいいですよ」「その調子でもっと話をしてください」というメッセージでもある。「なるほど、それで?」「そういうことだったんですか。で、それから?」といったように**適度に相づちをうって、自由報告を励ますことも必要だ**。

【困る場面 2】

依頼人は話し出したらとまらない、関係ない方向に話がいつてしまう

これは、どこかで、方向転換がいるかもしれない。「少し待ってください。その話はあとで聴きますから、3月5日の話をもう少し聴かせてもらえますか」等。どの時点で方向転換を迫るかはケースバイケースとしかいいようがない。こちらの持っている時間、一見関係ないと思われる事柄にも重要な事実が隠されている可能性、依頼人が何を伝えようとしているのか等を総合して、判断するしかない。

聞いている途中で、そのことはもっと詳しく聴きたいと思ったら?

こちらは、3月5日の「暴行」の態様の詳細を聴きたいのに、「相手が攻撃してきたので、2、3発殴ったのです」とだけ話をして、依頼人の報告が次のエピソードに進んでいった場合、次のエピソード報告をさげってでも、「さっきの場面をもっと詳しくしゃべって」とするのか、自由報告を続けて次のエピソードを話し

てもらうのか。

これに関しては、**原則は、まずは自由報告を続けてもらう**ようにすることになるだろう。こちらが話をささぎってしまうと、次に依頼人がしゃべろうとしていたことが、実は重要で、しかし、こちらが話をささぎったために、依頼人のほうで説明し落とすかもしれない。基本は、こちらが、この点は、後で聴くぞと覚えておいて、自由報告を続けてもらうことになる^{※5}。

相手の様子や話す内容をよく確認すること

自由報告の場面に限らないが、依頼人の話をする時の様子（しゃべりにくそうにしているとか、急にもじもじし始めた等→何かほかにもしゃべりたいことがあるのだろうか、話をしてくれているが、話をする上で何かひっかかっていることがあるのだろうか）や、しゃべる内容（「被害者と呼んだらいいんですかね。相手のことは？」→被害者と呼ぶことに抵抗感があるのだろうか？それには何か理由があるのだろうか？）をよく確認し、こちらがひっかかったことがあれば、丁寧に確認していくということも大切である。

なお、自由報告を充実させることや相手の様子をよく見て話しをすることは、相手が「話しをよく聴いてくれている」「自分のことを理解してくれている」と感じる^{※6}ことにもつながる。

(ウ) 出来事に関する報告内容を掘り下げる

ひとつおり、自由報告がなされたら、必要なエピソードを掘り下げていく。

例えば、先ほどの3月5日夕方の暴行場面をもう少し聴きたいというのであれば、

「先ほど3月5日夕方に相手を殴ったという場面について話をしてくれましたが、そのときのことをもっと詳しく教えてもらえますか？」という形で掘り下げてみる。

「先ほどの話ですと、事件の後に、相手の家に謝りに行ったら、そこで相手と口けんかになってしまった、とのことですが、そのときのことを詳しく教えてください」

全体をまず聞いて、次に必要な部分に焦点をあてて、再びその部分について自由報告してもらう。こういう方法で、さらに詳細を確認していくというやり方だ。

(2) WH質問

自由報告がなされたあと、それでは明らかにならな

いエピソードの内容を掘り下げるのに、次に説明する**クローズド質問や誘導質問ではなく、まずはできるだけWH質問を使う**。先に指摘した通り、相手に暗示等を与えないためであり、少しでも多くの情報を得るためでもある。

「相手が攻撃してきたということですが、どんな攻撃ですか」

「その時の様子を見ていた人がいるという話ですが、見ていた人は誰ですか？」

「その出来事はあったのは何時頃のことですか」

WH質問をして、さらにオープン質問に戻って掘り下げるということもある。

Q 「どんな攻撃ですか」

A 「いきなり、私に向かって、どなってきた、さらに殴ってきたんですわ」

Q 「なるほど、では、その時の様子をもっと詳しく教えてください」

A 「ええ、最初はですね、相手が急に…」

なお、WH質問の中でも、**「なぜ」という質問の使い方は要注意**である（私が参照している司法面接に関する説明では、「なぜ」という言葉は使用しないとしている）。

「なぜ、いきなり殴ったんですか」「なぜ、殴った後、すぐにその場を去ってしまったのですか」。こちらは、何か理由があるのではないかと、それを聴きたいと思って質問しているのだが、聴かれている方からすると、非難されているように受け取ることもある。ここでは次のような聴き方をしたい。

「相手は手を出していなかったようですが、あなたの方から手を出してしまった理由を教えてください」

「理由を教えてください」「経緯を教えてください」といった質問方法を使うほうがいい。

(3) クローズド質問

クローズド質問は、基本的には避けることが望ましい。「あなたは殴りましたか？」と質問してしまうと、殴ったかどうかだけが問題なのかと相手に暗示を与えてしまったり、殴ったかどうか微妙な態度なのに、殴ってないと答えてしまい、その詳細を正確に聴き取れなくなったりといろいろな悪影響があり得る^{※7}。

それでも、自由報告やWH質問で引き出すことので

きなかった情報は、クローズド質問を使って確認せざるを得ない。WH 質問と同様、クローズド質問で情報を引き出して、その後オープンな質問に移行することもある（「あなたが殴ったのは、右手ですか、左手ですか、それともそれ以外の方法でしたか」「右手で殴りました」「なるほど。では、右手で殴ったときの様子を詳しく教えてください」）。

クローズド質問では、「それ以外ですか」という選択を入れておく必要がある。限定された選択肢の中には回答がない場合もあるからだ。

Q 「相手の服の色は何色でしたか？」

A 「うーん、明るい感じの色だったと思う。」

Q 「色を思い出せる？」

A 「うーん」

Q 「赤色、黄色、それともそれ以外の色ですか？」

（「赤色でしたか、黄色でしたか？どっちですか？」とはたずねない）

(4) 誘導質問

誘導質問というと、「あなたが殴ったんですね」とか「そのとき目撃者がいたでしょ」といった、質問者の回答を押し付けるような質問方法がとりあえず念頭に浮かぶが、質問者が持っている回答、仮説を押し付けるという意味では、「そのとき相手の人は何か言ってませんでしたか」（何か言ったでしょ）、「あなたは殴った後、すぐにその場を立ち去ったんですか？」（普通は、救急車を呼ぶとか何か措置をすでしょ）といった、いろいろな質問が、誘導質問になりうる。

それだけに、繰り返し述べるように、自由報告を基軸にした聴き取りを行うことが重要である。ただ、依頼人によっては、警察に記憶を押し付けられたり、それを維持することが自分にとって利益であると思込込んでしまったりしている場合もある。その場合は、自由報告を中心としようというだけでは打開できない状況もあり得る^{※8}。

2 面接の終了

面接が終わる時には、**面接内容について評価をして終わりたい**。この作業は意外になされていない。

「今日は、事件のときの内容を詳しく聴くことができ
てよかったです。わかりやすく説明してくれました」

また、依頼人の不安を受け止めることも大事なので、

■ 「今日の話で何かわからないことはありますか」

といったやりとりもしておきたい。

もちろん、弁護人の接見は、事実関係の聴き取りのためだけにやっているわけではないので、接見の終了時は、事実聴き取りの評価だけではなく、次までに、弁護人はどういう行動をしようと思うかとか、依頼人の不安に対する励ましとか、取調べにおける留意点の確認とか、関係者への伝言とか様々な事柄について、状況に応じて確認すべきことがあるだろう。

3 終わりに

1回で終わるつもりだったが、3回も連載してしまった。このほかにも、本来であれば、われわれ弁護士が行う面接といわゆるカウンセリングとはどこが違うのかとか、それと関連して、「感情を聴く」「気持ちを聴く」「共感する」ことをわれわれはどの程度行うべきなのか、依頼人の発達特性に配慮した面接とはどうあるべきか、反省をうながす面接とはどういうことか（ただし、このお題は私の手にも余る）等、なお語るべき点も多いように思うが、ともかくここで筆を置くことにする。

野比留弁護士、大丈夫か…

※1 ただし、いわゆる司法面接と違い、弁護士が行う接見場面では、依頼人の記憶が既に捻じ曲げられている可能性もある。弁護士が駆け付けた頃には、既に任意で何度も警察から取調べを受けていたり、逮捕後も既に取調べを受けていたりして、依頼人の記憶が歪んでいるかもしれない。

※2 なお、記憶が植え付けられてしまうことがあり得ることに、著名な書物として、E.F.ロフタス、K.ケッチャム著、仲真紀子訳『抑圧された記憶の神話』誠信書房

※3 当該被害事実の場面だけを聴き取ることを念頭においている司法面接での事実確認と異なり、家族関係（同居者、連絡先等）の最低限の聴き取りや、事件の背景になる事柄等も初回に聴取する必要があることもある。

※4 ちなみに、われわれは日常的に事実関係を聞く場面があるので、OJTで腕を上げていくとか、知人とペアになって、例えば「これまでで最も感動した食事」等とお題を作って、自由報告の練習をしてみる（そしてその内容を録音録画して、批評し合う）等鍛錬する場面は数多くある。

※5 弁護士の面接は、司法面接とは違って何度も行うことや、既に警察が取調べをしていることなどを考えると、例えば2回目以降の接見での聴き方は、これとは違って来るだろう。ただ、いずれにせよ、なぜ自由報告が大事なのか、できるだけ正確に依頼人の記憶を引き出すにはどうするのがよいのかという基本の「型」を理解することが有用だとの趣旨で理解してほしい。

※6 このことは自分の私生活にも応用したいところだが…

※7 ただ、何度も繰り返す通り、既に捜査機関、関係者等から、記憶を汚染されている可能性もあるので、話は単純ではない。

※8 こうなってくると、何が本当の記憶かがわからない状況、依頼人から正しく記憶を引き出せない状況において、どうするかという問題と考えるべきとも言える。